

## 平成28年地方分権改革に関する提案募集に対する意見

平成28年8月30日(火)

全国町村会

分野	提案事項	求める措置の 具体的内容	提案団体	具体的な支障事例	根拠法令等	省庁からの一次回答	全国町村会 意見
医療・福祉	指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することを認める。 (過疎地域指定や、人口〇千人未満の自治体などの条件付)	指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することを認める。 (過疎地域指定や、人口〇千人未満の自治体などの条件付)	島牧村	島牧村の高齢化率は2015年1月1日現在で41.5% (道内12位) となっており、2025年には43% (社人研推計) を超え、その後も増加していく見込みであり、高齢化社会に向けた対応は当村の重要課題となっている。 現在、自立した生活が困難になった高齢者は、隣町である寿都町や黒松内町の老人ホームに入所しているが、できるだけ長く住み慣れた土地で暮せよう、老人ホーム入所の前段階で利用する介護サービスや、介護予防サービスの充実が求められている。 村として、これらの要望に応えるために、小規模多機能施設を核にした複合施設の建設を平成30年度に計画しており、施設開設後は現在村で実施しているデイサービス利用者の移行を予定しているが、移行検討しているのは「要介護」の利用者としているため、「要支援」の利用者は別の場所で行うサービス利用となり、今まで築いてきた利用者間の交流がとりづらくなってしまふ。 村としては、小規模多機能施設開設後も、「要介護」と「要支援」の利用者、さらには事業対象者や地域住民との交流事業を今までどおり続けられるようにしたいと考えており、小規模多機能施設内で「介護予防・日常生活支援総合事業」も実施できるようにしたいと考えているが、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老建局計画・振興・老人保健課長連名通知) (抄) において、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練、食堂及び介護保険法115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用が認められていない。 これらの支障が解消されれば、当村のような小規模自治体において介護サービスを集約していくことで、経費削減や予算の効率的執行が可能になるほか、村・サービス提供事業者・社協などの事業連携や交流を推進していくことで、利用者の満足度の向上も期待できる。	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について 第三地域密着型サービス一四小規模多機能型居宅介護一 3 設備に関する基準一 (2) 設備及び備品等 (基準第67号) 一 ④	厚生労働省 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第4号。以下「基準省令」という。)第67条第3項は、居間、食堂等の設備について、専ら指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならぬ旨を規定しているが、ただし書において、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではないとしている。 御指摘の通知は、上記の規定の趣旨を踏まえ、指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースと共用することはできない旨を示しているものであるが、例えば事業所が小規模である場合などで、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂として機能を十分に発揮し得る適当な広さを有している場合にまた、共有することを認めないとする趣旨ではないため、通知について必要な見直しを検討する。	提案団体の支障事例が解消されるよう、適切な対応を求める。 (第1次回答において、当該通知の見直しを検討するところがあるが、見直しにあたっては自治体の意見を踏まえた内容とともに、関係団体への周知を求める。)

分野	提案事項	求める措置の 具体的内容	提案団体	具体的な支障事例	根拠法令等	省庁からの一次回答	全国町村会 意見
その他	地方創生推進交付金事業などの地域再生法に関連する手続きを簡略化し、年度当初からの計画的な事業実施が可能な制度とする	<p>&lt;地域再生計画&gt; ○認定計画の変更を随時認める等、計画認定を機動的に行う ○社会資本整備総合交付金同様に、全体事業費に変更のあった場合のみ計画変更を求める、又は計画終了までを通算して事業費の2割を超えない限り、途中年度での変更を求めないこととするなど、計画変更を求める範囲(対象事業費の2割増減)を弾力化する</p> <p>&lt;地方創生推進交付金&gt; ○内示時期を可能な限り早めるとともに、内示前の事前着手を柔軟に認める</p> <p>&lt;制度全体&gt; ○計画認定・交付決定などに関して、年度当初からの執行が可能なスケジュールを早期に示す</p>	秋田県、岩手県(共同提案団体：北海道、鹿角市、山形県、鶴岡市、福島県、郡山市、南会津町、茨城県、袖ヶ浦市、神奈川県、相模原市、三条市、上越市、岐阜県、愛知県、名古屋市、半田市、津市、滋賀県、姫路市、加古川市、島根県、岡山県、山陽小野田市、宇和島市、八幡浜市、福岡県、長崎県、大村市、五島市、雲仙市、熊本県、大分県、延岡市、鹿児島県)	<p>【制度の新設】 地方創生推進交付金を利用した事業の執行には、「地域再生計画の認定または変更の認定」と「同交付金の交付決定」が前提とされている。今年度については、地方創生推進交付金(非公共分)に係る地域再生計画は6月中旬までの申請と、9月前半の認定及び交付金の交付決定が予定されていることから、事業執行は年度後半からとなり、繰越処理も原則として認められていない。</p> <p>【支障事例】 計画認定に向けた申請は、5/9/1月の年三回とされているほか、交付金交付決定前の事前着手は原則として認められない(個別相談を要する)など、年間の計画的な事業実施に困難が予想される。</p> <p>具体的には、来年度以降の計画認定・交付決定について、現時点でスケジュールが示されていないが、次年度事業分について変更認定を要する複数年度計画や新たに認定を要する新年度開始事業の計画などが、5月の申請・認定対象となった場合、今年度同様に年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。</p> <p>また、対象事業費の2割を超える増減のある場合、計画の変更を要することから、初年度に調査を行い次年度以降実際の事業に取り組む等の再生計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、来年度以降の国の交付金予算の変動によって計画を変更した場合など、そのたびに計画変更の認定を求める必要がある。</p>	<p>地域再生法第5条乃至第7条、第13条</p> <p>同法施行令第9条</p> <p>同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条</p> <p>地域再生計画認定申請マニュアル</p> <p>地方創生推進交付金に関するQ&amp;A</p>	<p>内閣府</p> <p>&lt;地域再生計画&gt; ○地域再生計画の変更認定には審査に時間を要し、変更認定を随時認めた場合の事務負担は膨大となるため効率的な事務作業を行う必要があること、地方公共団体において中長期的な展望を見据えた変更を検討いただきたいこと等から、年3回を目途に行っている認定申請スケジュールに合わせて変更申請を受け付けることとしている。</p> <p>また、軽微な変更は随時受け付けていること、認定地域再生計画に係る相談は随時可能であること、一定の事前着手は認める取扱いをしていること等、地方公共団体の過度な負担とならないよう弾力的な運用に努めている。</p> <p>今後とも個別の運用において弾力的な対応をしていくとともに、地方公共団体等の要望を踏まえ適切に対応してまいります。</p> <p>○事業全体に影響を及ぼさない範囲での軽微な変更を認めており、この場合、地域再生計画の変更申請を要しないこととしているところ。地方創生推進交付金に係る地域再生計画については、その事業量(地方創生整備推進交付金にあっては施設ごとの整備量又は種類ごとの事業費)の2割以上の増減は事業全体に影響を及ぼさない範囲の変更とは認められないことから、計画の変更申請が必要となる。</p> <p>今後とも個別の運用において弾力的な対応をしていくとともに、地方公共団体等の要望を踏まえ、適切に対応してまいります。</p> <p>&lt;地方創生推進交付金&gt; ○地方創生推進交付金については、本年4月に施行された改正地域再生法に基づき創設されたものであり、今年度(平成28年度)が初年度であったため、28年度の開始前年に年間の交付決定等のスケジュールを示すことができなかったが、来年度(平成29年度)以降については、年度開始前に、年間スケジュール(申請時期、交付決定時期等)をお示しすることとしたい。</p> <p>○事業の事前着手については、①交付決定まで事業着手を遅らせると、当該事業の目的達成に重大な支障が生じること、および②地方公共団体の予算計上に当たり、対象となる事業についても本推進交付金の活用が明らかで、単なる財源振替ではない場合には、交付決定以前の事業着手を可能とする取扱いをしており、弾力的な運用に努めている。</p> <p>&lt;制度全体&gt; ○地域再生計画については1月申請受付・3月認定とのスケジュールをとっており、交付決定についても本スケジュールに併せて実施することを予定している。平成29年度以降は、年度開始前に交付決定までのスケジュールをお示しすることとしたい。</p>	提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。

## 平成26年フォローアップ案件について

提案事項	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省	提案団体	「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」
<p>町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止</p>	<p>都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)</p>	<p>国土交通省</p>	<p>全国町村会 酒々井町</p>	<p>町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。</p>